

小田急電鉄総合車両所移転計画
環境影響予測評価書案に係る
補足資料

令和 7 年 6 月 1 9 日

小田急電鉄株式会社

目次

15－4	事業実施区域外の繁殖環境への誘導措置について・・・・・・・・・・	1
15－5	重要な哺乳類及び鳥類の事後調査について・・・・・・・・・・	2
15－6	事業実施区域内における保全対象種の生息環境の創出につい・・	3

15－4　〔植物・動物・生態系〕　事業実施区域外の繁殖環境への誘導措置について

【質問】

事業者は、カヤネズミを事業区域外へ誘導する保全対策について、国土技術政策総合研究所の道路環境影響評価の技術手法の事例集に示されていることを理由に、妥当な対策であると説明している。その説明であれば、本件の事業実施区域は広く、カヤネズミを直ちに誘導させるのは厳しいので、同事例集に示されている段階的な誘導及び繁殖についての確認調査を行うべきだと考えるが、事業者の考えを説明してほしい。

【回答】

カヤネズミの実施区域外への誘導に向けた草刈りの実施については、今後詳細検討を行う工事工程やカヤネズミの現地調査での確認位置等を重ね合わせながら、効果的に実施できるよう具体の実施時期等を計画検討してまいります。

また、ご指摘のあった誘導および繁殖に関する確認調査については、カヤネズミおよびオオヨシキリを事後調査の対象種として追加する方向で検討を進めてまいります。調査の具体的な方法や時期等についても、今後、適切に検討いたします。

15－5 〔植物・動物・生態系〕 重要な哺乳類及び鳥類の事後調査について

【質問】

事業者は、カヤネズミとオオヨシキリの事後調査について、放棄水田等の人為的環境を理由に対象としないと説明しているが、同様の環境に生息する両生類や昆虫類は事後調査の対象としており、理屈が合わない。よって、カヤネズミとオオヨシキリについても事後調査を行うべきだと考えるが、事業者の考えを説明してほしい。

【回答】

ご質問の件、カヤネズミとオオヨシキリの事後調査については、人為的環境か否かではなく、当該生息地は本来的には水田として利用される土地であるにもかかわらず、放棄された結果草地になった場所であり、本来の水田として利用された場合には消失するため、そのような場所に対するミティゲーションや事後調査は不要ではないか、を理由に事後調査の対象種としませんでした。一方、両生類や昆虫類の生息する水路については、永続的な環境であるはずの場所が今回計画に伴い消失することから、事後調査の対象種として選定しました、という考えでございます。

上記のような考えではございますが、いただいたご意見・ご質問を踏まえ、15－4のご回答のとおり、カヤネズミおよびオオヨシキリを事後調査の対象種として追加する方向で検討を進めてまいります。調査の具体的な方法や時期等についても、今後、適切に検討いたします。

15－6 〔植物・動物・生態系〕 事業実施区域内における保全対象種の生息環境の創出について

【質問】

事業者は、伊勢原市の条例の緑化基準によれば低木を植えることで初めて緑地として換算され、ヨシ等の草地は緑地の対象に含まれないため創出措置ができないと説明している。これについてアセスの経緯を説明して、保全対象種の生息環境として機能させる草地を緑地として低木の替わりに一部換算できないか否かを市の条例担当部局に確認し、可能ならば事業実施区域内に生息環境の創出措置を行ってほしいと考えるが、事業者の考えを説明してほしい。

【回答】

保全対象種の生息環境として機能する草地を、伊勢原市の緑化基準における樹木の代替として一部緑地に換算できないかについて、市の条例を所管する担当課に確認を行いました。その結果、以下の回答を得ております。

- ・市の緑化基準では、緑地として認められるのは「樹木」および「芝・地被植物」に限られており、ヨシ等の草地は対象外である。
- ・また、当該実施区域は農地として利用されている土地であり、そこに自生しているヨシ等の植物は、保全すべき対象とは見なされない。
- ・以上の理由から、ヨシ等を緑化面積に換算することはできない。

このため、実施区域内での生育環境の創出は難しく、実施区域外の繁殖環境へ誘導による種の保全に努めたいと考えております。